

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和2年11月13日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

住 所	東京都渋谷区渋谷2丁目6-14 渋谷今井ビル5F
名 称	株式会社ネイン
代表者の氏名	代表取締役 山本 健太郎

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

当社は、「サヨナラ、スクリーン」のコンセプトのもと、情報を聴くことができるウェアラブルとして、次世代のイヤフォン＝ヒアラブルデバイスの開発・サービスを提供している。スクリーンを見るストレスから解放され、もっと自由に、早く、効率的になる世界、いつでも、どこでも、どんな状況でも、インターネットが使えるマルチモーダルUIを提供することにより、手が離せない、目が離せない仕事や作業をアシストしていく世界を目指している。

弊社が開発するヒアラブルデバイス（以下、単に「ヒアラブルデバイス」という。）は、スマートフォンへの通知を読み上げる機能に特徴がある。メッセージやチャットを受信したときに、ヒアラブルデバイスが内容を自動的に読み上げるため、目や手が塞がっている状態であっても、スマートフォンの画面を注視したり操作することなく、メッセージ等を確認することができる。

また、ヒアラブルデバイスを長押しすると、その間に発声した音声は録音され、チャットに投稿される機能もある。こちらは主にB2Bサービスとなるが、手や目が離せない作業現場においても、スマートフォン・タブレットを開かずに簡単にチャットができるため、業務効率・生産性向上に資するサービスとなっている。

この度、車両等（自転車、自動車、原動付き自転車等）の運転中の利用を視野に、安全性を担保したヒアラブルデバイスを開発し、音声チャットサービスの展開を企図している。具体的には、耳の穴をふさがないイヤフォン（オープン型）を検討している。車両等の運転中におい

ても、チャットのやり取りを安全に実施できるようになるため、コミュニケーションロスを最小化し、企業活動の生産性向上が期待される。安全性・遵法性を担保したデバイスを開発することにより、自転車、自動車、原動付き自転車を使った運送業、宅配サービス業者だけでなく、多くの一般企業においても、安心して導入いただき、当社としても収益性の向上を目指したいと考えている。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

本件は、「新商品の開発又は生産」及び「その他の新たな事業活動」に該当する。

車両等の運転者には、道路交通法上の安全運転義務（法70条）及び運転者の遵守事項（法71条）により、運転中にスマートフォンを通話のために使用し、画面を注視することが禁止されている。従って、現行のスピーカーマイクやヘッドセットを利用したとしても、受信したEmailやチャットの内容を確認するためには、車両等を停止して確認をする必要がある。

ヒアラブルデバイスの利用により、運転中であっても、受信したEmailやチャットの内容を確認し、返信ができるようになれば、ビジネス上の社内外コミュニケーションが一層効率化され、コミュニケーション遅延による無駄を最小化することができ、生産性の向上に繋がる可能性が高いと考えられる。

【需要獲得見込み】

- ・道路貨物運送業 トラック運送事業の就業者数 : 193万人（平成30年）
- ・XXXXXXXXXX 配達業者
- ・その他、一般個人
- ・年間新規顧客数 : 10,000名（初年度、上記トラック運送事業の就業者数の0.5%）
- ・販売価格 :（初年度）販売価格 10,000円～20,000円（未定）
*B2B向けは月額1,500円でサブスクリプション方式となるが、
上記見込みは、デバイス販売とサブスクリプション込みの概算
- ・年間売上見込み : 50百万円～100百万円

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

- ・サービス提供事業者 : 当社
(企画・販売)
- ・サービス利用者 : 一般事業会社、運送会社、宅配会社等
- ・製造 : 日本国内又は中国メーカー

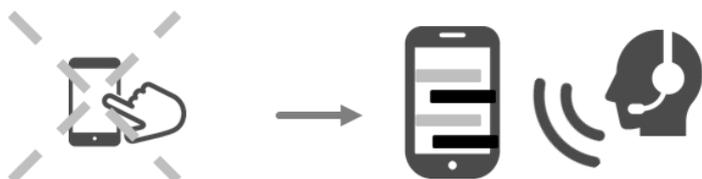
(2) 事業概要

一般向けデバイス販売は、当社がデバイスを企画・販売し、製造は日本又は中国のメーカーで検討中である。

また、B2B向けのチャット連携サービスは、既に提供開始しているサービスであるが、同じデバイスを使うことで、そのユーザー範囲を一般事業会社から運送事業者等に拡大することを企図している。

<チャット連携機能について>

ヒアラブルデバイスを常時装着することにより、スマートフォンの画面を見て操作をせずに、チャットのやり取りができるサービスであり、既にB2B向けに展開をしている。主な機能（以下、「本機能」という）は以下のとおりである。



<機能①>チャットメッセージの読み上げ

- ✓ チャットで受信したメッセージ通知を読み上げる
- ✓ 時報、メール、スケジュールを音声で読み上げる



<機能②>チャットに音声メッセージを投稿、テキストとしても確認

- ✓ 音声で簡単にチャットルームにメッセージを投稿できる。具体的には、ボタンを長押しする間に発した音声が録音され、チャットに投稿される。
- ✓ 音声認識エンジンで、テキストとしても投稿されスマホ画面で確認できる。



<機能③>チャットボットを活用し、業務に必要な情報を自動通知・リマインド

- ✓ 音声でリアルタイムに情報を伝達することで、業務効率化が可能。

(例)

- 集中豪雨などの気象警報との連動による注意喚起
- 個別スケジュール連携による作業開始・終了時間の通知
- 運行状況のリアルタイム通知
- ・・・等

<本機能の使用方法>

受信メッセージの確認方法：

メッセージ受信時に、ヒアラブルデバイスを通じて音声により読み上げられる。

音声チャット投稿方法：

ヒアラブルデバイスのボタンを押し（長押し又はメッセージ開始・終了時にボタンを押し）、発話する音声録音されてチャットに投稿される。この動作は、運転者の遵守事項（法71条）における「運転中にスマートフォンを通話のために使用し、画面を注視すること」に該当しないものと考えている。

(3) 新事業活動を実施する場所

- ・サービス提供場所 : 日本国内
- ・製造場所 : 日本国内、中国

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

現在、Lineworks, Slack, MS TeamsとDirectにおいて、プロトタイプ版を実装し、営業活動を進めているところである。正式なローンチは2020年中を見込んでいます。

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(略)

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

(略)

5. 具体的な確認事項

車両等の運転中に、ヒアラブルデバイスを装着し音声チャット投稿することは、道路交通法第71条第5号の5における、

- ① 携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）を通話のために使用すること、
 - ② 画像表示用装置に表示された画像を注視すること
- のいずれにも該当しないことを確認いたしたい。

<理由>

ヒアラブルデバイスとスマートフォン端末は Bluetooth で接続され、スマートフォン端末を鞆やポケット等に収納したまま操作可能である。チャットメッセージは、片耳に装着したヒアラブルデバイスから読み上げられ、メッセージの返信においても、ヒアラブルデバイスのボタンを押して発話するだけで投稿されるため、スマートフォン端末に触れたり、画面を注視する必要がない。

道路交通法第 71 条第 5 号の 5 の「携帯電話用装置」は手で保持するものとされているため、①は非該当と考える。

また、画面を注視する必要もないため、②も非該当と考える。

6. その他

ヒアラブルを活用してコミュニケーションロスを軽減することは、生産性の向上に資するものであるが、車両等の運転中においても活用が可能になれば、ドライバーの労働生産性の向上はもとより、逼迫するドライバー不足問題や労務問題の軽減等、幅広い効果が期待される。当社の音声チャットサービスの、道路交通法上の取り扱いが明確になることで、利用者も安心してご利用いただけることになるため、照会するものである。